



令和3年11月19日

杉並区長  
田中良様

杉並区特別職報酬等審議会  
会長 鹿野修



区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、  
教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（答申）

令和3年11月1日付け3杉並第39135号により、本審議会に対し諮問を受けた区  
議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監  
査委員の給料の額について、別紙のとおり答申いたします。



杉並区特別職報酬等審議会委員

|   |       |        |
|---|-------|--------|
| 会 | 長     | 鹿野 修二  |
| 会 | 長職務代理 | 高 武 征  |
| 委 | 員     | 牛山 久仁彦 |
| 委 | 員     | 小笠原 勝也 |
| 委 | 員     | 金子 征治  |
| 委 | 員     | 佐藤 慎祐  |
| 委 | 員     | 内藤 一夫  |
| 委 | 員     | 七松 優   |
| 委 | 員     | 西上原 久  |
| 委 | 員     | 和田 新也  |

## 答 申

### 1 はじめに

杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和3年11月1日に、杉並区長から、杉並区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額についての諮問を受けた。

審議会では、各委員が公正中立の立場でそれぞれの知見に基づき、区の財政状況や区政を取り巻く社会情勢や国、他自治体との均衡、更には区民意識を考慮するなど、広範な視点から慎重な審議を行った。

### 2 特別職給料等のこれまでの改定経過

区長及び副区長の給料等については、平成26年度から平成29年度まではリーマンショックや東日本大震災の影響からの回復傾向にあった景気動向や特別区人事委員会勧告を踏まえた審議会の答申に基づき、給料月額及び期末手当（以下「給料等」という。）は引き上げられてきた。また、教育長及び常勤の監査委員の給料等については、平成27年度から審議会の審議の対象とされ、答申どおりに給料等の改定等が実施されている。

平成30年度は、特別区人事委員会の月例給及び特別給引き下げ勧告について行政系人事制度改正の影響などから特別区長会が実施を見送る異例の判断をしたこと及び景気の動向等を総合的に考慮した審議会の答申どおり、給料等は据え置きとされた。

令和に入り、元年度は、特別区人事委員会勧告や景気の動向等を踏まえた審議会の答申どおりに給料月額は引き下げ、期末手当は引き上げとされ、2年度は、同じく審議会の答申どおりに給料月額を据え置き、期末手当は引き下げとされた。

### 3 区議会議員報酬等のこれまでの改定経過

区議会議員の報酬月額及び期末手当（以下「報酬等」という。）については、平成26年度に、審議会の答申では、区長及び副区長と同様に区議会議員の報酬等を引き上げることが妥当であるとしたが、区議会の判断で据え置きとされた。

平成27年度から平成29年度までは、審議会の答申どおりに区長及び副区長等と同様に報酬等は引き上げられ、平成30年度は特別職と同様の判断の審議会の答申どおりに、据え置きとされた。

令和元年度は、審議会の答申どおりに、報酬月額を引き下げ、期末手当は引き上げとされ、令和2年度は同じく答申どおりに報酬月額は据え置き、期末手当は引き下げとされた。

#### 4 政務活動費の現状と区議会の取組

政務活動費の額は、平成7年度以降、月額16万円となっており、23区平均(16.5万円)を下回っている。

区議会では、政務活動費の一層の透明性・信頼性の確保を図るため、これまで様々な取組を進めてきた。令和3年度は、手引書のルールを改正して、区政報告会等を開催した際は内容の分かる資料を提出することを新たに明記するなど、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の一層の向上に努めている。

#### 5 杉並区の財政状況等

令和2年度は財政調整基金が前年度と比べ減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策の事業費等に充てるための取り崩しであることや、実質収支比率などの財政指標の動向についても、感染症対策の影響が大きいことが審議を通じて確認できた。区では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、計画的に施設整備基金等への計画的な積立が行われるなど、財政の健全性の確保に向けた取組がなされていると評価できる。

#### 6 特別区人事委員会勧告の内容

令和3年10月20日に特別給(期末手当・勤勉手当)については民間における支給状況を勘案し引き下げ、月例給については改定を行わないことが適当であるという勧告等が出された。

##### 【勧告の概要】

- (1) 職員給与が民間給与を94円(0.02%)上回っているが較差は僅少であり、おおむね均衡しているといえることから月例給の改定は行わないことが適当。
- (2) 特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き下げ。

## 7 結論

区の財政状況については、コロナ禍の影響はあるものの「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき健全な財政運営が行われている。

また、現状では、区長、副区長等の給料月額是他区との比較においては低位に、特別給の支給月数は上位にあるが、任期中の給与総額を見ると中位にあり、人口や財政等の行政規模を考慮すれば、特段の是正が必要な状況ではないことが確認できた。

議員報酬については、他区との比較においては低位にあるものの、これまでの改定経過を踏まえると特別職と同様に特段の是正が必要な状況でないことが確認できた。

審議会が、答申にあたって重要な指標の一つとしてきた特別区人事委員会勧告では、国と同様に職員の月例給は据え置き、特別給は期末手当の支給月数を0.15月引き下げる勧告等が出された。

以上のことを総合的に勘案した結果、審議会は、特別職等の給料等について、一般職員と同様、給料等月額は改定を行わず据え置きとすることが妥当であるとの結論に至った。また、特別給については審議の対象ではないが、報酬等の額の決定に密接に関連するものであることから、期末手当は0.15月の引下げとすることが妥当であるとの結論に至ったことを意見として付すこととする。

なお、改定の実施時期については、職員と同様の取扱とすることが妥当である。

政務活動費の額については、他区と比較して概ね平均的な額であることなどから、改定は行わず、据え置くことが妥当である。なお、政務活動費は、その原資が区民の税金であるという認識のもと、引き続き適正な運用と用途の透明性確保に向け、議会自らの不断の検証や見直しが行われることを望むものである。

## 8 おわりに

審議会は、杉並区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

答申にあたり、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員並びに区議会議員におかれては、その担う役割の重要性を改めて認識され、区民の信託に応えるべく、一層の区民福祉の向上及び行財政の効率化、健全化に努められることを願うものである。